

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成、写真台帳の作成及びその他用地補償に関連する業務を請負に付す場合（以下「用地調査等請負業務」という。）の処理について定め、もって事業の運営の適正化を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 前条の事務処理に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）、測量作業規程（平成9年7月3日付け9構改D第463号農林水産省構造改善局長通知）、各地方農政局会計事務取扱細則及び各地方農政局契約事務取扱要領その他の法令等に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(調査項目等)

第3条 用地調査等請負業務ができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 権利調査に関する事項
- (2) 用地測量に関する事項
- (3) 登記資料収集整理等に関する事項
- (4) 建物等の調査に関する事項
- (5) 営業その他の調査に関する事項
- (6) 消費税等調査に関する事項
- (7) 予備調査に関する事項
- (8) 移転工法案の検討に関する事項
- (9) 再算定業務に関する事項
- (10) 土地評価に関する事項
- (11) 補償説明に関する事項
- (12) 地盤変動影響調査等に関する事項
- (13) 費用負担の説明に関する事項
- (14) 騒音等調査に関する事項
- (15) 事業認定申請図書等の作成に関する事項
- (16) 物件調書の作成に関する事項
- (17) 保安林解除等申請図書の作成に関する事項
- (18) 完了図書の作成に関する事項
- (19) 内水面漁業権等調査に関する事項

- (20) 阻害要因の調査及び処理方針の作成に関する事項
- (21) 写真台帳の作成に関する事項
- (22) 前各号に掲げる以外の用地補償に関する事項

(受注者の選定)

第4条 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、前条各号の用地調査等請負業務を行う場合においては、各地方農政局契約事務取扱要領に定める有資格者名簿に登録された者のうちから用地調査等請負業務を行わせる者（以下「受注者」という。）を選定するものとする。

(請負契約等)

第5条 担当官が用地調査等請負業務を行わせる場合の契約の方式は、会計法第29条の3の規定によるものとする。

- 2 契約書は、建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官通達）の別紙業務請負契約書によるものとする。
- 3 仕様書は、別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書のほか、担当官が別に定める特別仕様書によるものとする。
- 4 用地調査等業務価格の積算については、別記（Ⅱ）価格積算基準及び別記（Ⅲ）標準歩掛により行うものとする。

(身分証明書の発行等)

第6条 農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）に定める事務所及び事業所並びに建設所の長（以下「所長」という。）は、用地調査等請負業務を行う者に身分を示す証票（別記様式、以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 所長は、用地調査等請負業務を行う者に、当該用地調査等請負業務を行うに当たって常に身分証明書を携帯するよう指示するものとする。
- 3 所長は、用地調査等請負業務を完了したときは、当該用地調査等請負業務を行った者から、業務完了後10日以内に、身分証明書を、監督職員を経由して返納させるものとする。

(立入り又は立会い)

- 第7条 所長は、用地調査等請負業務を行う者が、当該用地調査等請負業務のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ることができるよう、あらかじめ了解を得るものとする。
- 2 所長は、用地調査等請負業務に際し土地等の所有者、占有者その他利害関係人の立会いが得られるよう、あらかじめ措置しておくものとする。

(閲覧申請書等の交付)

第8条 所長は、用地調査等請負業務を行う者が、土地の登記記録、建物の登記記録若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書を受注者に交付するものとする。

(成果物の検査)

第9条 担当官は、受注者から用地調査等請負業務が完了した旨、成果物を添えて完了通知書の提出があったときは、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、当該業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

- 2 担当官は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再検査を受けるように受注者に通知しなければならない。

(成果物の引渡し)

第10条 担当官は、前条の完了を確認するための検査を了したときは、当該成果物の引渡しを受けなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知による改正後の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領は、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知による改正後の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領は、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知による改正後の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領は、平成17年12月19日から適用する。

(附則)

- 1 この通知による改正後の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領は、平成18年10月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知による改正後の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領は、平成20年7月16日から適用する。

(附則)

- 1 この通知による改正後の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領は、平成21年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成27年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この通知は、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和元年9月19日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和3年1月7日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和3年4月1日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和4年4月1日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和5年4月1日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和5年11月13日から適用する。

(附則)

1 この通知は、令和6年4月1日から適用する。

